

令和 8 年度 持続可能な魅力ある田園地域創出事業
募集要領

(受付期間)

受付開始：令和 8 年 6 月 3 日 (水)

受付締切：令和 8 年 6 月 25 日 (木) 17 時

(本事業のお問合せ先)

富山県知事政策局企画室成長戦略課

受付時間は、8 時 30 分から 17 時 15 分まで (土日・祝日を除く。)

T E L：076-444-8916 (直通)

F A X：076-444-4406

E-mail：akikaku@pref.toyama.lg.jp

(本事業サイト URL) <https://denen-toyama.jp>

令和 8 年 6 月

富山県

I. 本事業の趣旨と流れ

1. 本事業の趣旨

富山県では、人口減少が進む中、新しい富山県のさらなる発展に向けて、「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～」を戦略のビジョンに掲げる「富山県成長戦略」を令和4年2月に策定しました。

人口減少により、社会インフラの縮小や地域の美しい景観、歴史、文化、産業の維持が困難になるなど、田園地域の求心力の低下が懸念されています。

こうした課題を克服するため、「持続可能な魅力ある田園地域創出事業」を通じて、地域資源を活用した地域の求心力や生業の創出に向けた地域のビジョンづくりや実証実験の支援等を行うことにより、「世界が憧れる田園地域」の創出を目指しています。

●この事業における「世界が憧れる田園地域」の定義

美しい景観があり、文化、歴史、習わしなど、その地域ならではのストーリーの魅力に興味関心を持った人が地域を訪れて体験し、深く実感することでき、また、人と自然が共生し、地域の求心力とその時代に合った生業が新たに生み出されていく地域・場所

2. 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは、以下のとおりです。

- (1) 支援を受けようとする方（以下、「申請者」という。）は、応募様式を記入のうえ、「IV. 応募手続 2. 応募書類の送付先」まで電子メールで送ってください。
- (2) 提出書類に基づき、有識者による選定委員会にて審査を行った上で、事務局より結果を通知します。
- (3) 採択の通知を受けた申請者（以下、「支援対象者」という。）については、事務局で申請内容を踏まえ、支援対象者と協議のうえ、支援計画を策定します。当該計画に基づき、専門家等からの伴走支援（1回当たり2時間程度、月2回程度を想定）を受けながら事業を実施いただきます。
- (4) 伴走支援期間終了後、他の支援対象者と合同で事業の成果報告会を行います。

<本事業の流れ・スケジュール>



II. 応募資格及び募集内容と支援内容

本事業には、「ビジョン作成支援コース」、「実証実験支援コース」の2コースがあり、今回募集するのは「ビジョン作成支援コース」のみとなります。

1. 応募資格

応募資格は、以下の要件を全て満たす者としてします。

- ・ 富山県内において活動を行っている、または行おうとしていること。
- ・ 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を備えていること。
- ・ 申請する事業について、同一年度内に国や他自治体からの委託や助成を受けていないこと。
- ・ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ・ 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- ・ 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと。
- ・ 別紙1「参加のための同意・誓約事項」の内容に同意・誓約すること。

2. 募集内容と支援内容

支援対象者の現状をヒアリング等により把握したうえで、必要な支援を行います。

(1) ビジョン作成支援コース

魅力ある地域資源を活用し、「世界が憧れる田園地域」づくりにつながる地域のビジョン（目指す姿）とその実現に向けた計画づくり、そこに向けたチームビルディング等の伴走支援を行います。

① 募集内容

魅力ある地域資源を活用し、「世界が憧れる田園地域」づくりにつながる地域のビジョン（目指す姿）とその実現に向けた計画づくり、そのためのチームビルディング

《支援の対象となる活動例》

- ・ 話し合いの開催
- ・ 地域資源の調査
- ・ 地域のステークホルダー向け研修・講演の開催
- ・ 地域資源の魅力を検証する小規模イベント開催

② 支援内容

- ・ 活動内容に応じた伴走支援、専門家からの助言

《支援例》

- ・ 話し合いでのファシリテーション

- ・地域の魅力を探るワークショップ
- ・研修・講演の講師派遣
- ・活動資金の支援はありません。
- ・支援期間は、支援対象者として選定通知を受けた日から令和9年2月28日までです。

(2) 実証実験支援コース

魅力ある地域資源を活用した持続可能な生業を創出する実証実験の伴走支援を行います。実証実験支援コースにおいては、その実施事業について、富山県と当該実証実験を行う業務委託契約を締結していただきます。

① 募集内容

地域住民等のステークホルダーで合意された地域づくりのビジョンの実現に向けて、「世界が憧れる田園地域」につながる地域資源等を、持続的な地域の求心力と地域の収入を生み出す事業に成長させる実証実験

② 支援内容

- ・実証実験内容に応じた伴走支援、専門家からの助言

《支援例》

- ・商品、サービスによる収入向上への助言
- ・ロゴ作成等をはじめとするブランディングへの助言
- ・情報発信の強化（HP、SNSの作成、改善）
- ・実証実験に係る費用は③業務委託契約を締結し、支援します。
- ・委託期間は、富山県との業務委託契約締結日から令和9年2月28日までです。

③ 業務委託契約

富山県と締結する業務委託契約に基づいて、当該実証実験にかかる費用を支援します。

上限額　：1支援対象者あたり100万円

対象経費：委託費用は、実証実験に必要となるスタッフ人件費、報償費（実証実験協力者等への謝礼など）、旅費、需用費（消耗品購入費など）、役務費（通信費など）、委託料、使用料及び賃借料が対象です。ただし、資産性のある機器・備品の購入にかかる費用は対象となりません。

※事業により発生した収入は当該事業費に充て、事業の効果拡大を図ることとします。

III. 支援対象者の選定

1. 選定方法

- 提出された書類に基づいて書類審査を実施します。
- 応募締切後に必要に応じて、申請者に対してヒアリングを実施する場合があります。
- 選定委員会において、「2. 審査基準」に基づいて審査を行い、ビジョン作成支援コースと実証実験支援コースのそれぞれにおいて、各委員による評価点の合計点が最も高い者（ビジョン作成支援コース1者）を支援対象者として選定します。

※ 各審査員評価点の合計が、満点の60パーセントを満たす申請者がいない場合等、支援対象者を選定しないことがあります。

2. 審査基準

(1) ビジョン作成支援コース (100点満点)

審査項目	審査基準	配点	
1	事業趣旨	事業趣旨に合致したビジョンの作成を目指しているか	15点
2	事業内容(1)	目指しているビジョン作成を達成できる実施内容となっているか（頻度、活動の内容）	20点
	事業内容(2)	地域ならではの資源の活用を想定できているか	15点
	事業内容(3)	作成したビジョンが有効に活用される見通しとなっているか	15点
	事業内容(4)	地元のステークホルダーの巻き込みが図られているか	20点
3	実施体制	効果的なビジョン作成ができる構成か ・ビジョン作成の過程で、UIターン者や関係人口等の地域外に居住した経験を持つ者の視点を取り入れているか ・実施体制に、40歳以下の若い世代または女性が入っており、多様な意見が反映される体制となっているか	15点

(2) 実証実験支援コース (100点満点)

審査項目	審査基準	配点	
1	事業趣旨	事業趣旨に合致した活動のビジョンを持っているか	15点
2	事業内容(1)	ビジョンの達成に向けた目標設定が適切か	15点

	事業内容(2)	活動主体の持つビジョンの実現に向けた効果的な実証実験となっているか	20点
	事業内容(3)	自走につながるスケジュール・取組みとなっているか	20点
	事業内容(4)	必要なステークホルダーとの調整がされているか	15点
3	実施体制	継続的にビジョン実現を目指す体制となっているか ・実施体制に、40歳以下の若い世代または女性が入っており、多様な意見が反映される体制となっているか	15点

3. 結果通知

審査結果については、採択の有無に関わらず、後日書面で通知するとともに、富山県ホームページおよび本事業の特設サイトにて支援対象者を公表します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

4. 契約 ※実証実験支援コースのみ対象

実証実験支援コースの支援対象者とは、契約内容を別途協議のうえ、富山県と業務委託契約を締結します。契約内容については、提出書類の内容から変更・修正する場合があります。

IV. 応募手続

1. 応募書類

応募するコースに応じて、下記のすべての必要書類を「2. 応募書類の送付先」まで電子メールで送ってください。

(1) ビジョン作成支援コース 必要書類

○別紙2 応募様式

(2) 実証実験支援コース 必要書類

①別紙3 応募様式

②別紙4 収支計画書

③地域住民等のステークホルダーで合意された地域のビジョン

④申請者の概要が分かる資料（会社概要、団体概要等）

2. 応募書類の送付先

富山県知事政策局企画室成長戦略課

メールアドレス：akikaku@pref.toyama.lg.jp

※応募書類受領後、事務局から受領確認のメールを送付いたしますので、ご確認をお願いします。受領確認のメールが届かない場合は、再度応募書類を送付してください。

3. 応募締切

令和8年6月25日（木）17:00 必着

V. 留意事項

1. 次に掲げる場合については応募を無効とします。
 - (1) 応募締切までにすべての応募書類を提出しなかった場合
 - (2) 募集要領に関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
2. 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、県が審査にあたり、必要な範囲内で共有・利用します。個人情報を事前の承諾なく、県以外の第三者に提供することはありません。
3. 本公募への応募に要する全ての費用は応募者負担となります。
提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
4. 応募及び活動の実施にあたり、第三者(県以外の者)が権利を有する素材を用いる場合は著作権処理など利用に必要な措置を講じて下さい。
5. 実証実験により作成した成果物(成果報告書)の所有権及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

参加のための同意・誓約事項

持続可能な魅力ある田園地域創出事業参加のための同意・誓約事項

申請者（以下、「丙」という。）は、富山県（以下、「甲」という。）および運營業務受託者（以下、「乙」という。）に対し、下記の内容に同意・誓約のうえ、持続可能な魅力ある田園地域創出事業（以下、「本事業」という。）への参加を申し込みます。

1. 本書の「募集要領」の記載事項に同意の上、内容を遵守します。
2. 本事業において提供する情報及び資料の内容は虚偽がありません。
3. 甲、乙に対し、秘密情報（知的財産権に関する秘密情報を含む。）又は個人情報（以下、併せて「秘密情報」という。）を開示する場合には、丙の自己の判断でその開示の可否を決するものとし、開示した秘密情報は、本事業の実施に必要なかつ相当な範囲で、県及び乙が任意に使用することに同意します。
4. 関係者の活動に起因して、秘密情報の漏洩等、丙に何らかの損害が発生したとしても、それが本事業の実施に必要なかつ相当な範囲の活動である限り、関係者は丙に対し如何なる賠償責任も負わないことを確認します。
5. 次のいずれにも該当していません。
 - (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人・団体である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - (6) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

- (7) 丙（丙が法人その他の団体である場合は、丙及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
 - (8) 丙が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者。
 - (9) 丙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者。
 - (10) 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業同業第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者。
 - (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者。
 - (12) 国税及び地方税を滞納している者。
 - (13) 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）。
 - (14) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
6. 1及び2の誓約に違反することが判明した場合、または、5に相違があることが判明した場合、並びに甲及び乙の信用を失墜するような行為が判明した場合、乙による事前の通知等なしに、本事業への参加を取消されることに同意します。
 7. 6の定めに基づき、乙が丙の本事業への参加を取消した場合、丙は取消に起因して発生した如何なる損害の賠償についても甲及び乙に請求致しません。
 8. 6の定めに基づく取消権の行使の有無にかかわらず、丙が5に相違があることが判明したことに起因して甲及び乙に損害が生じた場合、丙は、甲及び乙が被った損害について、賠償請求に応じるものとします。